

FOR TOMORROW

しづや法人



4ページに行事日程があります!!

〈変わる渋谷：銀座線駅とヒカリエ&スクランブルスクエア〉

— 會田渋谷税務署長、長島法人会長：新春対談!! — — 令和2年分所得税確定申告始まる —

2021.1・2・3
No. **568**
令和3年

新春対談	2
新年のご挨拶	5
行動する法人会(令和3年度税制改正に関する提言)	6
新しい働き方、テレワークの表と裏	11
都税コーナー	14

會田署長と長島会長の 新春対談

出席者 會田渋谷税務署署長
長島渋谷法人会会長
(司会) 野口広報委員長

於 渋谷税務署署長室



座談会

司会：新年明けましておめでとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渋谷法人会広報委員長の野口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。會田署長、続いて長島会長から、まず新年を迎えてのご挨拶を一言いただきますようお願いいたします。

署長：新年明けましておめでとうございます。去年は、長島会長、野口広報委員長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜りまして誠に有難うございました。

コロナ禍において、経営者の皆様方におかれまして大変なご苦勞をされておられる中であって「新しい生活様式」に配慮しつつ、租税教室や税務研修等、できる限りの活動を行っていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

令和3年も、渋谷法人会の皆様方には、税務行政のよき理解者として、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

会長：明けましておめでとうございます。こちらこそ宜しくお願いします。本当に『コロナ』に振り回された1年でしたね。仕事面でも、私生活でも、人との交流が阻害されることが、これほど影響を受けるとは当初思っていませんでしたが、ある程度対処の仕方を社会全体が理解してきましたので、充分に注意しながら、少しずつ進んで行くしかありませんね。法人会としてもこれからも、コロナ対策を考慮しつつ、税知識の普及や社会貢献活動を展開していきたいと考えておりますので、今後とも署からのご支援を是非お願いしたいと思っております。

司会：會田署長、長島会長ありがとうございました。

それでは、會田署長にお聞きします。ご出身はどちらでしょう？

署長：神奈川県横浜市の泉区というところです。今では住宅地として開発されましたが、高校生くらいまでは、目の前が山と田んぼで自然が多く、どじょうすくいや昆虫採集をしたり、あけびや野イチゴを食べたり

もしていました。

会長：いい時代でしたね。最近では渋谷も駅周辺を中心に大きく様変わりしてきています。まだ何年か掛かるようですが、利便性があり、より活気のある街になるよう願ってます。

司会：本当にそうですね。7月に渋谷署に赴任して来られたわけですが、渋谷については、何か思い出やイメージはございますか？

署長：渋谷駅周辺は、若者、ファッション、流行の最先端、恵比寿、広尾や代官山はスマートな街、代々木は公園と住宅、といったように多様な都市だと思います。特に、渋谷駅周辺は、再開発が進んで人の動線が良くなり、新しい施設は洗練されています。駅から少し歩けば、自然に満ちた明治神宮、代々木公園があり、これほど魅力が溢れた街はないと思います。

司会：ご家族についてお聞きしてもよろしいですか？

署長：妻と子供が二人おります。子供は二人とも、既に独立して家を出ておりますので、自宅では妻と二人で、それぞれ自由に時間を過ごしております。

司会：ご趣味は？

署長：音楽鑑賞とバドミントンです。音楽鑑賞のジャンルは、ビートルズ、歌謡曲、その他様々なジャンルの曲を、その時の気分で楽しんでいます。そして、バドミントンは職場のサークルと社会人のサークルに入っていて、たいして上手ではありませんが、健康のために週に1、2回ゲームで汗を流します。

会長：なぜ、国税の職場を目指されたんですか。

署長：大学受験に失敗したときに備えて、横浜市と税務署の二つの公務員試験を受けて合格しました。合格したとたん、勉強に真剣さがなくなり、大学受験は失敗。結果として、税務署を選んだということです。横浜市と税務署のどちらを選ぶか少し迷いましたが、数字に強ったことや、税務署の方が、採用後の研修制度が充実していると感じたので税務署を選びました。

会長：日本一多くの職員を擁する税務署の署長になられたんですから、その選択は間違っていないことですね。

その多くの職員を擁する渋谷税務署長として、どう



のようにリードして行こうと考えていらっしゃいますか？

署長：職員には「健康」「基本」「チームワーク」を大切にするようお願いしております。そして、それを実践できるように、常に、5人の副署長、総務課長と意思疎通を図り、また、自分の目で税務署内の状況を理解するよう努めています。5人の副署長と総務課長は、理解と行動力があり、そして、職員も一生懸命努力してくれています。いつも皆に感謝しています。

司会：大変責任の重いお仕事ですが、日々のストレス解消法と言いますか、息抜きはどのようにされてるんですか？

署長：やはり、音楽鑑賞とバドミントンでしょうか。ドライブや皆と一緒にお酒を飲んで過ごすことも好きなんですが、今の状況ではままならないですね。

会長：コロナによる損失では、物理的な損失も大きいですが、人が人として、大事なコミュニケーションをとることが出来ないといことは、本当に大きいですね。

司会：今年はどうしても避けることはできない、新型コロナ対策についてはいかがですか？

署長：新型コロナ禍においては「人と人との距離の確保」をはじめとした基本的な感染対策の継続など「新しい生活様式」を実践していくことが求められています。

そのため、渋谷税務署におきましても、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である『身体的距離の確保』『マスクの着用』『手洗い』を徹底し、業務運営に当たってもいわゆる、3密と言われています密集、密接、密閉を避ける等の各種の感染防止策を徹底しております。

司会：渋谷法人会に期待されることとかは何かございますか？

署長：渋谷法人会は、全国において最大級の会であり、税知識の普及、納税道義の高揚はもとより、地域企業と地域社会の健全な発展に大きく貢献されております。長島会長のリーダーシップの下、活動も積極的で、学習会などの様子を伺うと会員の皆様も法人会を頼りにされていることが分かります。

このような非常に頼もしい団体が身近に存在するということは、私どもにとり、とても心強い限りです。新型コロナによって、会活動は大きく影響を受けておられますが、どうか、この状況を乗り切っていただき、今後とも更なるご発展を願っております。

司会：これからの時代変化や税務行政などについて、署長のお考えはいかがですか？

署長：新型コロナ禍においては、私どもは、これまで以上に、e-Taxの利用促進やキャッシュレス納付の普及・拡大に積極的に取り組んでいく必要があります。どうか、渋谷法人会の皆様にも国税手続の電子化の推進に一層のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

ります。

司会：ありがとうございます。

次は、長島会長に今後の法人会活動について伺いたいと思います。

会長：法人会の事業の中で、税務・経営の研修会と並んで、若い世代に税を理解してもらえるような事業を展開することは、本当に大切だと思います。税金が何に使われているのか、なぜ税金が必要なのかということも、次代を担う子供たちに理解してもらうことは必要だと考えています。このような状況下で、なかなかそのような事業を開催することも出来ていませんが、いろいろ模索していかなければならないと思っています。

法人会は税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」であり、国の運営に必要な不可欠な税制について健全な提言を行う組織です。是非とも会員の皆様には、コロナ禍の中大変ご苦労されていると思いますが、地域の社会貢献についてご配慮いただき、さらに会員増強にご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとしていきたいと思っております。



左から 野口広報委員長、會田署長、長島会長

司会：長島会長、ありがとうございました。

それでは最後に會田署長に締めめの言葉を頂戴したいと思います。

署長：長島会長、野口広報委員長には、新春対談ということで、貴重なお話をお伺いすることができました。

まだまだ、このコロナ禍というものがどうなっていくのか不透明な状況ではありますが、公益社団法人渋谷法人会の会員の皆様にとって、新しい年が良き一年となり、前向きに進んでいける年となりますよう祈念申し上げます。

本日はありがとうございました。

※今回はやはり、コロナについての話題が中心になりましたが、記載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、このような状況下でも、新年を迎え、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確認できた、有意義な対談となりました。(編集担当)

法人会掲示板 2・3月

2月・3月(4月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 2月1日 源泉研究部会役員・世話人会 (中止)
- 2月2日 総務委員会 (中止)
- 2月3日 組織委員会 (中止)
- 2月4日 厚生委員会 (中止)
- 2月8日 税制委員会
- 2月9日 消費税研修会 (中止)
- 2月10日 事業研修委員会
- 2月16日 社会貢献委員会
- 2月18日 財務委員会
- 2月19日 東京国税局調査部所管法人セミナー
- 2月25日 広報委員会
- 3月3日 法人税確定申告書の書き方講習会<第1日>
- 3月4日 法人税確定申告書の書き方講習会<第2日>
- 3月5日 法人税確定申告書の書き方講習会<第3日>
- 3月18日 正・副会長会
- 3月18日 理事会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

初級簿記講習会のご案内

- ◆ 日 時 4月6日～6月4日(全15回)
午後3時～5時
- ※詳細、お申込みは同封のチラシをご覧ください
- ◆ 場 所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL: 3461-0758
- ◆ 講習会費 会 員: 15,000円/1名
非会員: 25,000円/1名
- 初級簿記日程(全15回)
(商工会議所簿記検定3級程度)
- 4月6日(火)・9日(金)・13日(火)・16日(金)・20日(火)・
23日(金)・27日(火)
- 5月11日(火)・14日(金)・18日(火)・21日(金)・25日(火)・
28日(金)
- 6月1日(火)・4日(金)(8日(火)予備日)

研修会・講習会等の開催について

新型コロナウイルス感染はまだまだ予断を許さない状況です。当会としましては、今後も各種研修会・講習会・セミナー等について、企画・ご案内を差し上げますが、実際の開催については、逐次状況を勘案のうえ、**開催中止をする場合は速やかにお申込者へのご連絡**を差し上げますと同時に、**当会ホームページに掲載**いたします。

決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和3年2月19日(金)
(中止) 午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 5F 第一会議室
- 日時 令和3年3月25日(木)・26日(金)
各午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
- 日時 令和3年4月21日(金)
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

ソーシャルディスタンス確保のため、**通常より定員を少なく**させていただきます。

ご参加いただく際は、**必ずマスクの着用**をお願いいたします。また、当日体調の悪い方は、ご参加を**ご遠慮**いただくようお願いいたします。

会場での**検温**にご協力下さい。当日は**座席を指定**させていただきますと同時に**配席表を作成**いたしますので、お申込みの際は、**フルネーム**をお知らせ下さい。

税務相談日について

**令和2年4月より、月に1回
無料税務相談日を設けております。**

- 開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。
- 開催場所: 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL: 03-3461-0758
- 開催時間: 午後1時30～4時
- 相談担当: 渋谷法人会アドバイザー
池田喜一税理士
- 基本的に事前お申込みをいただき、来局の上、ご相談いただきます。お電話でのご相談は、担当の税理士が対応出来る場合のみです。来局者優先ですので、途中来局があった場合は、打ち切らせていただくことがあります。

無料税務相談日のご案内

- 令和3年2月17日(水)
- 令和3年3月24日(水)
- 時間 午後1時30分～4時
- 場所 渋谷法人会館



東京都渋谷都税事務所
所長 原島 幸男

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、長島会長をはじめ役員、会員の皆様方には、コロナ禍の下、租税教室や電子申告・電子納税の利用促進をはじめ、各種広報への対応など、今までにない状況の中、東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック大会への対応、そして誰もが安心して暮らし、生き生きと活躍する社会を築くための各種施策の着実な推進が求められています。

これら施策に必要な財政基盤を担う渋谷都税事務所では、適正公平な税務行政の遂行、親切できめ細かな対応と分かりやすい説明を心掛けるとともに、申告納税の利便性向上に向けて電子申告・電子納税の推進や税制改正への的確な対応を図ることで、納税者皆様の信頼に応えて参ります。本年も、どうぞ変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人渋谷法人会の皆様にとって更なるご発展と会員の皆様のご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層のご協力をお願いします

(順不同・敬称略)

会 長 長 島 祐 司	常任理事 光 山 和 徳	理 事 西 村 元	理 事 中 村 浩 士
副 会 長 八木原 保	常任理事 細 川 信 和	理 事 米 田 直 樹	理 事 福 田 勝 則
副 会 長 岩 田 利 延	常任理事 丸 山 幸 孝	理 事 名 取 政 俊	理 事 天 野 長 光
副 会 長 新 居 常 男	理事・源泉部会長 西 村 浩 彰	理 事 水 野 清	理 事 安 藤 一 郎
副 会 長 渡 辺 博	理事・青年部会長 松 本 ル キ	理 事 藤 木 伸 欣	理 事 安 原 喜 一 郎
副 会 長 野 口 アキラ	理事・女性部会長 名 和 玲 子	理 事 中 田 啓 一	理 事 滝 島 聡
副 会 長 雨 宮 孝 幸	理 事 佐 藤 正 人	理 事 山 崎 登美子	理 事 村 田 茂
副 会 長 松 井 美千代	理 事 遠 藤 久 介	理 事 森 博 明	理 事 梅 村 昇
副 会 長 有 明 利 昭	理 事 橘 輝 雄	理 事 山 田 英 治	理 事 阿 部 英 博
常任理事 新 村 俊 三	理 事 二 渡 永 八 郎	理 事 脇 田 茂 久	理 事 海老名 孝
常任理事 並 木 宏 道	理 事 村 田 暁 宣	理 事 有 馬 清 種	理 事 安 斉 隆 雄
常任理事 小 林 英 雄	理 事 小野木 邦 夫	理 事 増 田 泰 雄	理 事 早 川 千 秋
常任理事 伊 藤 一 三	理 事 石 井 謙 次	理 事 藤 野 宏 忠	理 事 生 稲 榮 次
常任理事 梅 原 伸二郎	理 事 石 井 沙 与 子	理 事 川 島 利 雄	監 事 黒 澤 公 博
常任理事 荻 英 夫	理 事 朝 倉 健 吾	理 事 長 塚 徳 男	監 事 福 井 恒 夫
常任理事 飯 島 良 臣	理 事 北 節 子	理 事 福 田 晴 夫	

e-Taxを利用しよう

行動する法人会



－令和3年度税制改正に関する提言－

全法連では、令和3年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
11月5日

財政・金融・証券関係団体委員長

古賀 篤 氏 他



公 明 党

税制改正要望等ヒアリング
11月17日

財政金融部会長 太田 昌孝 氏 他



立 憲 民 主 党

会派 財務金融部会 税制改正要望ヒアリング
11月18日

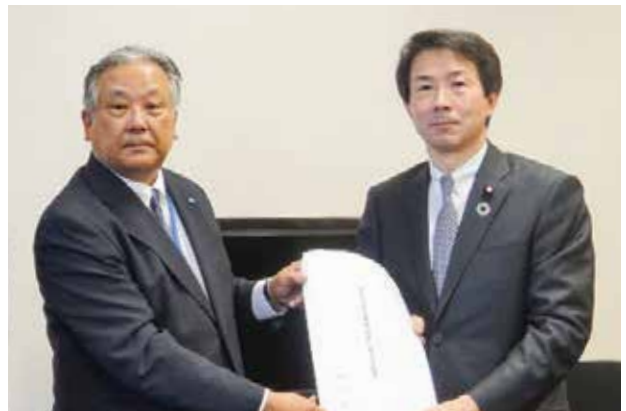
財務金融部会長 牧山 ひろえ 氏 他



国 民 民 主 党

11月19日

税制調査会長 大塚 耕平 氏



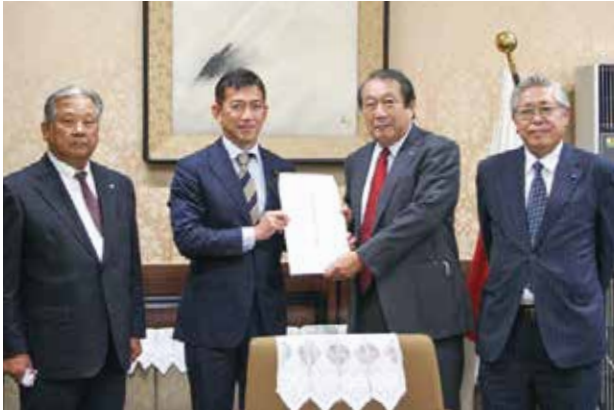
左から 田中税制副委員長、大塚税制調査会長

この社会あなたの税がいきている

財務省

10月14日

財務副大臣 中西 健治 氏



左から 田中税制副委員長、中西副大臣、飯野税制委員長、松崎専務理事

国税庁

表敬訪問 11月26日

長 官 可部 哲生 氏
次 長 鑑水 洋 氏
課税部長 重藤 哲郎 氏

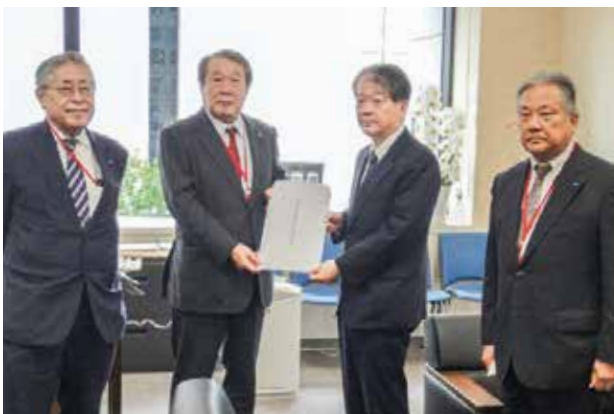


右手前から重藤課税部長、可部国税庁長官、鑑水次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

総務省

10月19日

自治税務局長 稲岡 伸哉 氏

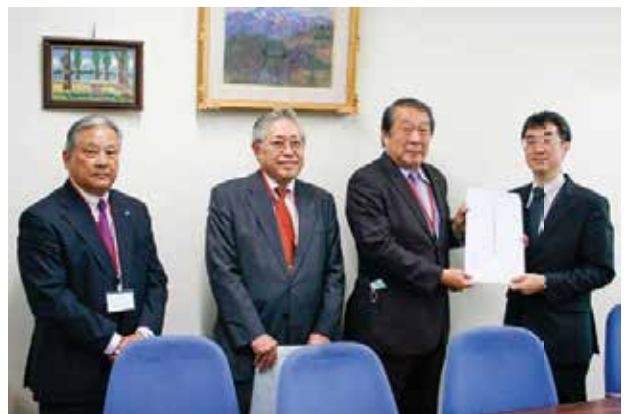


左から 松崎専務理事、飯野税制委員長、稲岡自治税務局長、田中税制副委員長

中小企業庁

10月21日

長 官 前田 泰宏 氏
事業環境部長 飯田 健太 氏



右から 飯田事業環境部長、飯野税制委員長、松崎専務理事、田中税制副委員長



渋谷税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒150-8333 渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎 Tel 03 (3463) 9181
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の 申告書作成会場の開設について ～混雑(3密)回避のため入場整理券を配布します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月12日(金) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	【ベルサール渋谷ファースト】 ※渋谷税務署では申告書の作成・相談は行っておりません。	渋谷区東 1-2-20 住友不動産 渋谷ファーストタワー 2階	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から開始

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

【案内図】



- 会場は、5署合同（渋谷・世田谷・北沢・玉川・目黒）の開催です。
- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
- 入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
- 期間中、会場の駐車場及び駐輪場は使用できません。
- 1月25日から2月10日までは渋谷税務署で相談を受け付けております。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- 来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- 来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。





渋谷税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒150-8333 渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎 Tel. 03 (3463) 9181

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e - T a x 申 告 に つ い て

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP

2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

税理士による無料申告相談

～ 申 告 書 を 作 成 で き ま す ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますので、ご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月1日(月)、3日(水)	恵比寿社会教育館 1 階展示室	渋谷区恵比寿 2-27-18	9:30~11:30 13:00~15:30
2月4日(木)、5日(金) 9日(火)、10日(水)	幡ヶ谷区民会館 1 階集会場	渋谷区幡ヶ谷 3-4-1	
2月12日(金)	上原社会教育館 2 階大・中学習室	渋谷区上原 3-13-8	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。

ただし、①土地、建物、株式などの譲渡所得や配当所得及び退職所得がある場合、②所得金額が高額な場合、③相談内容が複雑な場合、④税理士に依頼している場合は対象となりませんのでご注意ください。

申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。

- 医療費控除を受ける場合は、事前にご自宅で明細書を作成して、ご持参ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 混雑を回避するために、**受付を早く締め切ることがあります**ので、ご了承ください。

電子納税、電子申告を活用しよう

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

新しい働き方、テレワークの表と裏

産業カウンセラー
柏木 勇一

在宅勤務はストレス、出社した方がいいと訴えた社員

この見出しを読んで、意外だな、と思った方は多いと思います。コロナ禍への対応として多くの職場がテレワーク、在宅で仕事をする働き方を取り入れました。ある食品会社の営業担当、40代前のAさんは、7人のチームのチーフ。3割出社という会社の方針に従いましたが、同僚との意思疎通のためには、出社した方がスムーズにきました。顧客対応も直接の話し合いが有効でした。在宅はひとり勤務。電話やFAX、そしてインターネット、ZOOMなどのコミュニケーションツールを使います。操作自体は慣れでも、一人で決断を求められる場合は迷います。「自宅だから楽でしょう」と周りからは思われてきましたが、Aさんは「ひとりではキツイ、逆にストレスです」と訴えたのです。ストレス発散の場は、出社したときに部署が違いたくさんの仲間との会話だったと話しました。皮肉な訴えのようですが、大きな教訓を含んだ言葉でした。

テレワークにもメリットと心配な面があります

新型コロナ感染拡大防止で専門医から提唱されたのが“3密回避”でした。すでに多くの方の生活に定着しており、改めて説明する必要は無いでしょう。職場でも、密閉と密接に気をつかい、そして通勤電車の人混みを避ける目的もあり、在宅勤務が広がりました。情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方がテレワークです。Aさん自身、Webで上司との打ち合わせをやり、メンバーとのテレビ会議にも取り組んでいました。テレワークには、在宅ワーク、モバイルワーク、施設の利用のワークなどがあり、Aさんの会社も場面に応じて活用していると話してくれました。

国も積極的活用を提唱してきました。企業のメリットとしては、オフィスコストの削減、働く側にとっては、通勤時間がないための有効な時間利用、そしてワークライフバランスの拡大などが挙げられています。業種によっては、顧客対応が迅速に進むメリットを挙げるケースもあります。一方で、Aさんが語る“孤立状態で判断を求められる”ことは新たなストレスとして無視できません。何事にも表と裏があることを示しています。

コミュニケーションの形態は職場によっても異なります

コミュニケーションには伝達感と伝達度があります。内容が相手にちゃんと伝わった、と感じるのが伝達感。内容が正確に伝わっていることが伝達度です。伝える内容にもよりますが、伝達感是对面、伝達度は非対面コミュニケーションが高いと言われております。情報処置上の理論としてのテレワークのメリットです。一方、心理学の側面からは、対面コミュニケーションの効果として、相手の表情を見て反応をうかがいながら“分かりあえる関係”を築くことを挙げています。広がる在宅勤務の心配な点として、話相手がない孤独な場が長く続くと、感情の停止・劣化が挙げられています。喜怒哀楽があっての人生です。効率化を求めることで、人としての大事な要素がないがしろにされることは避けなければいけません。Aさんの訴えを一人ひとりに考えていただきたいと思います。

いうまでもなく、在宅勤務ではできない職場がたくさんあります。生産工場、運送など、私たちの暮らしは、現場で苦勞している人たちに支えられていることは忘れないように、働き方改革が長く叫ばれていますが、一律ではありません。自分たちの職場はどうあるべきか、皆さんで話し合って進めていただきたと思います。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

法人会 事業 アラカルト

「税を考える週間」協賛講演会を開催

ー第42回税務学校ー

国税庁は毎年11月11日～17日を、税の仕組みや目的を「知ってもらい」そして「考えてもらい」税に対する理解を深めてもらう為、「税を考える週間」を設けており、その協賛行事の一環として渋谷エクセルホテルにおいて協賛講演会開催しているが、今年は、新型コロナ感染予防の観点から税務についてのみの講演として、感染防止に留意し、渋谷法人会館において開催した。

当日は、まず長島会長挨拶、次に渋谷税務署署長の會田耕児氏にご挨拶いただき、そのまま『税務学校』と題してご講演いただいた。出席者29名。



長島会長挨拶



講師：會田渋谷税務署長



税務学校

広報委員会を開催

12月3日(木)、今年度第3回目の広報委員会を開催した。10・11月号【No566】、12月号【No567】経過報告と1・2・3月号【No568】の内容を検討した。

行事の開催報告について、コロナ禍のため行事が極端に少なくなっており、頁が埋まらないため、代替記事を捜して掲載するとともに渋谷署に協力を求めた。

今年も賀詞広告を役員の方々に依頼する了承を得た。

出席者は、これまでで最も少なく8名だった。



高群第一統括官挨拶



野口広報委員長挨拶



広報委員会

今年度第3回理事会を開催

去る12月18日(金)午後12時30分から今年度第3回理事会を開催した。今回はソーシャルディスタンス確保のため、渋谷エクセルホテルで開催した。

長島会長の挨拶に続き、渋谷税務署法人課税部門総括担当の北野副署長にご挨拶をいただき議案審議に入り、税を

考える週間協賛事業を始めとする事業報告、会員増強中間報告をし、今後の事業日程等について説明した。

出席者は、渋谷税務署から北野法人課税部門総括担当副



理事会



北野副署長挨拶



議案審議

署長、高群法人課税第一部門統括官、上月審理担当調査官。法人会は長島会長他34名。

ブロックだより

ブロック税務講習会を開催！

法人会の各ブロックでは、令和2年度税法改正についての講習会を12月4日第一ブロックの開催で9回にわたる開催を終えた。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年の定員の約半数に制限し、マスクの着用と消毒および開会前の検温を必須とし、万一のために保険所の指導もあり、配席図を作り誰がどこの席にいたかということをつまららかにした上で開催した。

九つのブロックで総数239名の出席があった。各ブロックの出席者は別表の通り。



講師：上月調査官



第1ブロック



第5ブロック

令和2年度ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催場所	出席
6	10月27日(火)	10:30～12:00	代々木八幡区民施設	25名
9	10月28日(水)	10:00～11:30	全理連ビル会議室	42名
7	10月29日(木)	10:30～12:00	笹塚駅前区民施設	31名
4	11月9日(月)	10:30～12:00	渋谷法人会館	20名
8	11月10日(火)	10:00～11:30	初台区民会館	19名
10	11月19日(木)	10:30～12:00	千駄ヶ谷社会教育館	30名
2	11月24日(火)	10:30～12:00	西武信用金庫恵比寿支店	25名
5	12月3日(木)	10:30～12:00	渋谷法人会館	21名
1	12月4日(金)	10:30～12:00	リフレッシュ氷川	26名

※第3・第11ブロックは今年度の税務講習会は開催しなかった

会員増強にご協力を

令和2年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
4	國嶋 元則	國嶋 元則	道玄坂1-15-3	3476-3157	出版業
4	(株)Frenzy Capital	市川 琢也	桜丘町13-4	6869-7319	コンサルタント業
5	(株)デンティスト	嶋田 淳	松涛1-18-27	3466-0211	人材
10	(株)エスプリビジョン	吉田 裕亮	千駄ヶ谷5-21-7	5315-0609	映像制作
区外	(株)モンテック	古柴 規子	港区北青山2-7-13	6822-5517	サービス業
区外	衆原 保雄	衆原 保雄	世田谷区松原3-41-20	6320-9720	

令和2年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	合同会社Nari Corporation	長島 洋平	恵比寿1-22-21		IT関連
4	(株)Saizen	的場 一樹	道玄坂1-9-1	6416-9339	情報通信・サービス業
5	フードディスカバリー(株)	福井 栄治	中央区築地3-11-6	6278-8829	その他のサービス業
6	(株)ブレインストック	細谷 剛	上原2-45-7	3565-6142	IT
9	(株)シーエスアイ	陳 融	代々木1-45-4	5371-3700	不動産

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

2・3月

『菊池寛』

「父帰る」の劇作家で「真珠婦人」に代表されるベストセラー作家。だが『文芸春秋』創刊者で、芥川賞・直木賞の生みの親と言ったほうが通りがよさそうだ。

1888年香川県・高松市生まれ。京都帝国大学卒業後、時事新報社社会部の記者を経て小説家となる。1923年私費を投じて雑誌『文芸春秋』を創刊、大成功を収めた。芥川賞・直木賞を創設したのは1953年。大映の初代社長も務め、「日本社会の偉大なプロデューサー」でもあった。

帯がほどけたまま歩くなど自分のことは無頓着だったが、困った人がいると、しわしわのお金をポケットから出すほどの他人思いだったという。将棋や麻雀を楽しみ、競馬にも熱中した。だが、戦後は公職追放に遭い、1948年3月6日、狭心症のため59歳で亡くなった。

『岡本かの子』

小説家で歌人。大阪万博のシンボル・太陽の塔の創作者である岡本太郎の母といった方が通りがいいだろうか。東京生まれ。与謝野晶子に師事し、『明星』『スバル』に短歌を発表する。

21歳のとき漫画家の岡本一平と結婚。翌年、長男の太郎が誕生する。夫の一平は政治・社会の風刺漫画で知られたが放蕩に走る。その後、一平は悔悛するものの、かの子は自身を崇拜する青年と、一平の了解のもと岡本家で同居を始めた。

1929年一家はヨーロッパを旅するが、岡本家に同居していた2人の青年も同行した。派手な服装と厚化粧で「満艦飾」などと評され、強烈なナルシズムで生命や女の性を追求した。代表作は「鶴は病みき」「老妓抄」など。1939年、脳溢血で倒れたかの子は、夫や恋人の献身的な看病のかいなく2月18日に死去。49歳だった。



メールアドレスを登録しよう



2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、3月1日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

口座振替

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
※納付書1枚あたりの合計金額が100万円未満の納税通知書・納付書に限りです。
※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

A T M インターネット モバイル バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

スマホアプリ

利用できるアプリ: PayPay LINE Pay
※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限りです。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する徴収猶予の制度があります。
詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

簡単 便利 安心 な 口座振替の申込みはWebで!!

- 簡単** ●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html
- 便利** ●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
●2月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期からの口座振替が可能です。
※11日以降に申込みいただいた場合、令和3年度第1期からの振替となります。
- 安心** ●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。



<口座振替のお問合せ先> 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問合せ先】渋谷都税事務所 電話 03-5420-1621(代表)

<課税について> 固定資産税班 <納税について> 徴収管理班

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ◆縦覧期間 令和3年4月1日(木)から6月30日(水)まで(土・日・休日を除く。)
- ◆縦覧時間 8時30分~17時
- ◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

振替納税を利用しよう

- ＜縦覧できる方＞ 令和3年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
- ＜縦覧できる内容＞ 所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）
- ＜必要書類＞ 納税者本人であることを証明できるもの
 ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。
 （注）納税通知書は6月1日（火）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問合せ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◆自動車を譲渡したとき：令和3年3月31日（水）までに「移転登録」をお済ませください。

★移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに「抹消登録」をお済ませください。

★抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

＜国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」＞

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000008.html

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時から午後5時まで（土日・休日、年末年始を除く）

しゅや法人No.567
クロスワードパズル●解答

解答 ジダイゲキ

サ	カ	オ	ト	シ	ゲ	ン
ム	サ	シ	ツ	イン		
ラ		モ	ミ	ジ	サ	
イ	サ	ン	ツ	ウ	ナ	
	イ	ド	ウ	タ	ケ	ダ
カ	ト	ウ	キ	ヨ	マ	サ
ク	ウ		ヨ		ネ	ガ
ゴ		ウ	エ	ノ		ケン

●当選者

しゅや法人No.567の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。

渋谷 金井様
代官山町 高山様
神山町 滝澤様
宇田川町 宮川様
道玄坂 小松様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
 e-mail：info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX：3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和3年3月26日（金）（消印有効）とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

ナンバープレース

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。
 太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。
 A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8
A	B	C	D	E				
2	4	3	2	9				

問題

1	2	A						
5					7		4	
		7		6		3		
B			4		1		9	
		2		C		4		
	3		8		6			D
		6		3		9		
	5		2					4
		E					7	1

A	B	C	D	E

人間ドック早期受診キャンペーン

—渋谷法人会会員様限定—

4月中に
受診すると

人間ドック一般料金
59,000円
(税込64,900円)



4月期渋谷法人会優待料金

39,000円
(税込42,900円)

期間：2021年4月1日から4月28日まで

5月中に
受診すると

人間ドック一般料金
59,000円
(税込64,900円)



5月期渋谷法人会優待料金

44,000円
(税込48,400円)

期間：2021年5月6日から5月29日まで

渋谷法人会会員様のための特別な人間ドック優待キャンペーンのお知らせです。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言中の休業により、昨年の4月から5月は受診される方がほとんどいませんでした。この時期の受診者数減少への対策としてこのたび期間限定キャンペーンを実施いたします。

通常料金64,900円(税込)のところ、渋谷法人会会員の方は59,400円(税込)の優待価格でご案内いたしておりましたが、4月から5月の期間限定でさらにお得に人間ドックを受診いただけます。

是非、この機会に上質な空間でエグゼクティブな人間ドックを受診してみたいはいかがでしょうか。



4F受付



3F健診フロア



■受診方法

1. 当センターへお電話もしくはWEBにてご予約ください。
ご予約時に「渋谷法人会会員」とお申し出ください。
2. 当センターより健診キットをお送りします。
3. 注意事項等をご確認の上、健診当日にあわせてご準備ください。

※健康保険組合の費用補助は併用できません。
※10月から12月は一般料金でのご案内となります。

日本総合健診医学会認定優良施設

P.L.東京健康管理センター

適切な健診をお約束する信頼のヘルスパートナーです。

〒150-0047
東京都渋谷区神山町17-8
03-3469-1163
<http://www.pl-tokyo-kenkan.gr.jp/>

